

Shorter Communication

行政制度を含む各種委員会制度  
及び企業の各種委員会について

Jun Matsuda

Chiyoda U-Tech Co., Ltd

Consulting Division

E-mail: matsuda.jun@chiyodacorp.com

松田 順

千代田ユーテック株式会社

コンサルティング事業部

はじめに

昨今、公正取引委員会について話題に登ることが多くなってきた。経済関連の戦後出来た委員会であり、経済の番人、自由競争の番人としての役割を担ってきたことは、つとに有名である。又教育委員会は、いじめ問題の対処としてまた最近有名となってきた（歴史的には教育制度が問題となる時に、一緒に問題となってきたり、臨時教育審議会等で議論された時代もある）。また農業や郊外の工業団地の開発や宅地化に関連して農業委員会が以前は取り上げられることがあった。現在では農業政策として、再度その役割、機能が問われてきている。昨今その存在感が失われている委員会として中央労働委員会がある。また近年の行政委員会として証券取引等監視委員会があげられる。この委員会は金融業（銀行、承継、生保・損保、仮想通貨取引市場、その他金融機関等）の適正化を図るものであり、**FINTECH**（フィンテック）と呼ばれる金融情報技術の進展と国際化には特に重要性がまず委員会が挙げられる。

これ以外に行政や立法の場においても委員会（一番有名なのは国会における予算委員会）は度々話題となっている。

一方で「委員会」というものには何があって、その権限等はどのようなものか、また企業や組織において度々委員会が設置され（恒常的なものと臨時的なものがあるが）、その役割、活用、運営についてはそれほど理解されていない点があると思われるため、本研究ノートしてまとめてみた。

1. 委員会とは何か。

経済・社会分野、特に経営学では組織を研究するときに企業における恒常組織（パーマナント組織）と臨時に設置される組織について論じるとき又これらの組み合わせで各種の組織は運営されているとして、この中で委員会についても研究対象とすることがある。特に企業活動を運営・推進する中心として、組織と運営方針（基準、戦略、戦術）とそして資源（人、物・＜設備、技術＞、金、情報）の組み合わせを重視している。この中で、起動力があるのが運営・組織であると言える。このため組織決定（組織の設置）は特に注視される。この一つとして、臨時に設置される組織（時限で、組織の存続期間が特定の目的により定められるもの）を重視する。例としてプロジェクトチームやタス

クフォース、そして委員会等がある。但し、委員会設置会社において設置される委員会は恒常的な組織となっていることが要件である。(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)

企業組織のみならず、行政組織でも立法組織でもそして司法組織でも委員会は重要となっている。非企業の各種団体組織でも同様である。

行政組織では、国レベル、都道府県・政令都市レベル、またその下位の単位の基礎自治体と呼ばれる市町村レベルでも設置している。これらの委員会は、国又は地方公共団体におかれる合議制の行政機関で、行政委員会とも言う。多分に技術的な又は公正中立な政策を実施するために設置される。役割・構成として複数の委員(構成員)からなる合議制の機関を指す。委員は機関・団体、から選任されて、議論や権限執行を委任された自然人を指す。企業では企業内の従業員等が任命される。企業等においては法的に設置が義務付けられる委員会もある(衛生委員会、安全衛生委員会等これらには産業医やその他社外の方が含まれることもある)。なお、諮問的な又は調査的な場合は、審議会等の名称が使用される。

「委員会とは、通常(広義には)、特定の目的をもって設立され、複数の構成員(委員)によって構成される合議して意思決定を図る制度を言う。委員会は、議会や行政部ばかりでなく、すべての組織体において用いられる。(経営組織も含む)・・・」とある。(ブリタニカ国際大百科辞典小項目辞典による)

ここでは権限者・権力者の恣意が入らないよう中立的で且つ専門化されていることを要件とすることが多い。(本当の中立とは何かについては、別途言及する。)

勿論、アカデミーの世界・学会・協会等の非営利組織でも委員会組織はよく設置される。これ以外にも学校、組合等で委員会組織での運営が行われている。

## 2. 委員会の種類

委員会は、行政、立法、司法、民間組織(企業、各種団体(営利・非営利)、組合等)にも多く設置されている。特に行政委員会は大きな権限を有している。

民間組織、特に企業においては委員会(特別委員会、臨時委員会等として一定の機関・組織)による意思決定を図る。又より上層の経営陣(<経営会議やその他役員会議等>)へ答申をなす等の運用がなされている。この決定権限が移譲される場合もある。

### 2.1 行政委員会について(立法府の委員会各種委員会も含む)

議会(立法)、行政府(国や地方公共団体等)での分野別の会議・審議組織であり、狭義には、以下の3種類に分類される。

- (1) 国または地方公共団体の機関としての議会に、本会議に先立つ審議機関としての委員会を設置してその運営を図ること
- (2) 国または地方公共団体の合議制行政機関の一種としての行政委員会制度
- (3) 主としてアメリカの地方自治体の組織形態の一つで、公選の委員からなる委員会に立法、行政の両作用を集中させて運用する制度\*注1がある。

これにより(1)は議会委員会、(2)は行政委員会となる。わが国では、(3)

の委員会は通常存在していない。

個別に見ると、

(1) では、戦後の日本は、立法府で国会審議や運営は委員会中心でいろいろな専門家による委員会制（内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外務委員会、財務金融委員会、文部科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会、環境委員会、安全保障委員会、国家基本政策委員会、予算委員会、決算行政監視委員会、議院運営委員会、懲罰委員会の17の常任委員会と現在9の特別委員会\*注2、そしてその他の審査会等<憲法審査会、情報監視審査会、政治倫理審査会等がある）が取られている。

また地方公共団体においても国会に倣って委員会制を採用している。

・・・注1) 戦前はイギリスの国会をもとに本会議中心主義であったが戦後は、アメリカ式の委員会制度に変わったと言える。

注2) 特別委員会（災害対策特別委員会、政治倫理の確立・・・特別委員会、沖縄及び北方領土・・・特別委員会、北朝鮮により拉致問題等・・・特別委員会、消費者問題・・・特別委員会、科学技術・イノベーション推進・・・特別委員会、東日本大震災復興特別委員会、原子力問題調査特別委員会、地方創生・・・特別委員会の9委員会）

(2) 行政機関としての委員会（行政委員会）

独立行政委員会とも言われ、国家事務の一部を合議制の機関で処理する方式で、古くから英米法系諸国の伝統であるが、第二次大戦後の日本の行政委員会は、占領政策に起因するアメリカの制度の直接的継受と言われている。\*注1

行政委員会は、3種類がある。

- i) 国家レベルで設置されるもの
- ii) 地方公共団体の機関として都道府県に設置されるもの、
- iii) 市町村のみに設置されるもの

それぞれの特徴として、内閣（都道府県、市町村）から一定の独立性を有し、その構成において中立性ないし非党派性が要求され、権限行使において、特定の行政権に加え準立法的あるいは準司法的作用を有することにある。後に述べるようにこの準立法的あるいは準司法的作用がいろいろな面で問題を起こしていることにも注意する必要がある。

### 3. 国レベルの行政委員会、その都道府県の委員会等（その他委員会）

#### 3.1 国レベルの行政委員会の歴史

戦後、中央集権的官僚行政（戦前の日本の行政）を打破し、行政の分権化、民主化の一環として広く採用された。（多い時には国家機関で20）しかしその後の占領政策の変更、民主化の後退（人により意見は異なるが）とともに約半数になり、存続する委員会もその権限が縮小され、独立性も弱くなった。

行政委員会の例：

国家レベル：人事院（国家公務員法）、**公正取引委員会**、国家公安委員会、個人情報保護委員会（いずれも内閣府設置法）、公害等調整委員会（総務省）、公安審査委員会（法務省）、中央労働委員会（厚生労働省）、運輸安全委員会注3）（国土交通省）、（いずれも国家行政組織法）、原子力規制委員会（環境省）原子力委員会（内閣府）、公益等認定委員会（内閣府）、証券取引等監視委員会（金融庁）\*注4）、電力・ガス取引監視委員会（経済産業省）、食品衛生委員会（内閣府）等

注3）運輸安全委員会は特に交通関係の事故調査等でお目にかかる組織で、航空機事故、船舶事故、鉄道事故、高速道路での重大事故等でお目にかかる。つい最近でも2017年12月12日の新幹線（博多～東京の間での車両事故以前の重大なインシデント（台車の亀裂とそれに気づきながら3時間も運転し続け、ようやく名古屋で油漏れと焦げる匂いで停止した事件）の調査が行われた。

注4）内閣府設置法第54条に規定する「審議会等」の位置付けである。そのため、外局たる委員会（公正取引委員会など）に比べ所管庁からの独立性は弱いとされる。その任務は、内閣総理大臣および金融庁からの委任を受けて行われる検査（金融商品取引業者等に対する立入検査など）・取引審査、および内部者取引・有価証券報告書虚偽記載などの犯則事件の調査、証券取引等の公正を確保するための行政処分の勧告、必要な施策の建議、および犯則事件の告発、金融商品取引業者に対し、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）に定められた義務が正しく履行されているかどうかを確認するための報告・資料提出の要求、および立入検査、事務の処理状況の公表である。

都道府県レベル：**教育委員会**、**選挙管理委員会**、人事または公平委員会、監査委員会（地方自治法）

i) 百条委員会（地方自治体が議決により設置する特別委員会の一つ。

名称は「地方自治法第100条」に基づく百条委員会は、地方公共団体の事務に関する調査を行い、関係者への聞き取りや記録の提出を請求、拒否した者には罰則が科せられる。通常の質疑応答や調査などでは事実関係が判明しない場合や、疑惑を引き起こした当該自治体内の人物に圧力をかけることなどを目的として設置されることが多い。2013年、猪瀬直樹都知事が徳洲会グループより5000万円を受け取った件につき、同年12月18日、東京都議会が百条委員会の設置を決定。猪瀬都知事は19日、辞任表明した。

ii) 変わった委員会として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（各種組織委員会等）もある。

都道府県のみ設置：**公安委員会**（警視庁や各県警本部）、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

市区町村レベル：**農業委員会**、固定資産評価審査委員会等がある。

特に国家レベルの委員会は、行政権のみならず立法、司法的な権限も有しているため強大な権限を有し、関連省庁とも引けを取らない権力を持つことがある。

☆国レベルの特別委員会も設置されている。

<特別委員会>

- ・災害対策特別委員会、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会、
- ・政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、
- ・政府開発援助等に関する特別委員会消費者問題に関する特別委員会、地方・消費者問題に関する特別委員会、科学技術・イノベーション推進特別委員会、
- ・東日本大震災復興特別委員会、原子力問題調査特別委員会、東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会、
- ・地方創生に関する特別委員会

### 3.2 行政委員会の評価（現在までと今後）

行政の民主化、中立性の確保、専門的知識の必要性、私権保護と利害調整などの見地から」の積極的評価とその反面として、行政責任の不明確、能率性の欠如、不必要な機構（組織）の拡大（一種の利権の構成）、中立性確保の困難などの理由及び憲法第 65 条<行政権は内閣に属す>に関連して批判的見解がある。

①省庁における既得権益、各種行政機関の規制の問題及び制度疲労が問題視されているのと同様、国家レベルの行政委員会においても既得権益や時代にそぐわない運用等により制度疲労が生じている。

これから象徴のみならず国家レベルの行政委員会の評価も、やはり時代変化にどのように①追従・②対応また③先取りできるかにも掛かる。特にグローバル化、情報化時代での対応が素早くできるか大きな評価判断となると考える。

②法制度と合わせ行政機能も、国際化の中で集団、国家間、リージョナル国家群、多国間、国際的な制度、運営も踏まえたものにならない時代であるという認識が重要である。認識の共有がまずその一歩となる。

### 3.3 地方公共団体レベルでの委員会

1都1道2府43県の行政および政令指定都市レベルでの委員会においても行政範囲が広くなり、旧来の単位での委員会組織とは別に、首都圏や各中心府県・政令都市の行政の統合・連絡組織による委員会等がなされ始めている。特に公安関係（都道府県公安委員会）、防災関係、環境関係での連携はますます重要となり、委員会もそれに合わせて活動を広げる必要が出てきている。現状はそのような委員会設置とはなっていない。

地方議会では国の立法（議会）に合わせ条例で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置いている。委員会の例：議会運営委員会、総務財政委員会、市民教育委

員会、健康福祉委員会、経済環境委員会、都市整備建設委員会、公営企業委員会等がある。

### 3.4 市区町村レベルでの委員会

教育委員会や農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価委員会が特徴的な委員会となる。その運営は、地方自治体（県レベル）と同様の運営を行っている。

### 3.5 司法（裁判所の）委員会

各裁判所においても委員会を設置し活動を行い、その結果の公表も実施している。

### 3.6 その他（学校等）・・・皆さんが小学校から親んできた委員会もある。

学級活動や児童会・生徒会活動の一環としていくつかの委員会が設置されている。各学級から学級委員や各委員会（図書委員、放送委員その他）の委員が選出されて活動する。

- ・・・政党として、共産党は組織として委員会制度を保持している。
- ・・・団体とし、日本弁護士会（東京第一弁護士会等）や日本会計士協会、日本技術士会も委員会を設置し、組織運営を行っている。またスポーツ協会（例としてサッカー協会等）も委員会等を設置して活動を図っている。
- ・・・大学病院を含む病院（医療機関）も「倫理委員会」等も各種の委員会を設置し、情報共有や透明性（コンプライアンスも含め）確保の運営を行っている。

日本高圧力技術協会等の専門技術団体等も組織として委員会を設置し活動を行っている。

#### ・・・変わり種の委員会の例：

i) 学術情報システム構築検討委員会は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書」に則り設けられた「大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議」の下に、同協定書の第2条第1項に掲げる事項のうち、(3)「電子情報資源を含む総合目録データベースの強化」に関する事項を企画・立案し、学術情報資源の基盤構築、管理、共有および提供にかかる活動を推進することを目的として平成24年に設置。

### 3.7 国際的な委員会の例：国連第三委員会（人権・女性・先住民等）、第四委員会（地雷、その他）世界遺産委員会（UNESCO の委員会）、国連国際商取引法委員会、欧州委員会、国際刑事法定と真実和解委員会、オリンピック委員会（IOC）、国際食品規格委員会、バーゼル銀行監督委員会

## 4. 民間企業・組織の委員会

### ①産業団体及び政府機関との連合での委員会もある。

東京外国為替市場委員会（財務省オブザーバー、日銀委員、その他民間金融機関）

②民間企業は、恒常組織以外に臨時組織として各種の委員会を設置するが、就業規則や分掌規定の中で半ば恒常的な委員会を設置して運営することが多い。

既に述べた通り、委員会設置会社における委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）は、法的に定められた委員会である。この場合、委員又は構成員は他の恒常組織との兼務が一般的である。

最高レベルの委員会は、経営委員会（通常、常務取締役又はそれ以上のトップ経営陣で構成する委員会）、監視委員会（取締役の執行状況を監視する）、

（社員評価委員会・人事委員会、倫理委員会、賞罰委員会、発明報奨委員会、各種審査委員会（研究開発、提案）、サステナビリティ委員会、IT投資委員会、コード・オブ・コンダクト委員会、CSR委員会、アライアンス委員会、その他）、

③「戦争をさせない1000人委員会」民間人が発起人となって組織した委員会もある。

④第三者委員会（不祥事の対応のため弁護士等を含めた委員会を設置する）

## 5. 現代社会の動きとの関連

5.1 企業、産業が国家の運営にとってより重要であることは言うまでもないが、その一方で、多国間、トランスナショナルな動き（グローバル企業の進展）に伴い、また新興国における国営企業又はそれと同様の動きをする企業及び企業集団（特に中国等）が存在感を増す中で、さらに国際的な産業と絡む組織・機関（ISO,WTO,BIS,等そして国連諸機関や各種のNGO,NPO等の組織の動きも捉えた見方をしなければならぬ時代となっている。

上記のグローバルな企業集団や国営企業および其れの傘下企業等についてはWTOやTPPでもこれら企業の活動に関して大きな問題点を提起されてきた。

①個別事例として i) 2010年のWiki Leaksによる米国NSA(国家安全保障局)の文書の流出事件、

ii) 2015年8月パナマ文書事件（租税回避に関する国際的な非公開文書の暴露事件）・・・「ドイツの地方紙『南ドイツ新聞』が、匿名の情報提供者から、2.6テラバイト(TB)のモサック・フォンセカ法律事務所関連文書を入手した。その後、ワシントンD.C.にあるICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）にも送られた。80カ国の約400名のジャーナリストが分析に加わった後、2016年4月3日に分析の結果が発表された<sup>[8]</sup>。法律事務所の共同設立者は5日、文書を破棄したことはなく、国外サーバからのクラッキングによるものであり、モサック・フォンセカは、法律を犯していないことを明らかにした。」（ウィキペディア「パナマ文書」の項目より引用）等従来の企業や産業の動きとは異なる事件、事象が発生してきている。

iii) アメリカにおける、ロシアとの情報操作、FBにおける大量個人情報の流出事件等がある。

これらを勘案、総合してまず企業・産業の活動に対し（もちろん消費者保護、中小企業保護の観点も考慮しつつ）大きな影響を及ぼしている「公正取引委員会」につ

いて、別項で論じて見る。そこではそれらに関連して、金融庁（企業の業績などの未公表情報）、や消費者庁の動きにも触れてみる。

## 5.2 委員会制度の問題点

国家レベルの行政委員会として、特に**公正取引委員会**、**国家公安委員会**、**個人情報保護委員会**（いずれも内閣府設置法）、**公害等調整委員会**（総務省）、**公安審査委員会**（法務省）、**中央労働委員会**（厚生労働省）、**運輸安全委員会**（国土交通省）、（いずれも国家行政組織法）、**原子力規制委員会**（環境省）**原子力委員会**（内閣府）、**公益等認定委員会**（内閣府）、**証券取引等監視委員会**（金融庁）、**電力・ガス取引監視委員会**（経済産業省）、**食品衛生委員会**（内閣府）等がある。

特に歴史のある①公正取引委員会、②中央労働委員会、そして県レベルや市町村レベルではあるが③教育委員会そして④農業委員会については、時代の変化に必ずしも追従できていないのではないかとの疑問がある。

- ①公正取引委員会は、内閣府の外局として、内閣総理大臣の所轄の下に設置される合議制の行政委員会である。公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを任務とする（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）27条の2柱書、1条）。そして、自由主義経済において重要とされる競争政策を担っている（中央省庁等改革基本法21条10号）しかし現状をみると、国際経済の進展、グローバル化そして、インインターネットを介したビジネスの進展、海外取引のネット化も進展し、さらに産業の変化の動き（ハードからソフトへ）への対応に関し従来の競争（私的独占の禁止の適用）の可否及び海外の競争者（ネット経由での情報の吸い上げや情報の独占、流用への対応等に問題が生じて来ている。委員会の活性化、強化は急務となっている。

この委員会については、別に論じることとするが、やはり大きな制度的な問題を背負っている（制度疲労）と思われる。

- ②中央労働委員会は、（下部組織として都道府県労働委員会がある）厚生労働省の外局組織である。内閣に対し一定程度の独立性を有し、準立法権能（規則制定権）と準司法権能（審決権）を有する合議制の機関、いわゆる行政委員会である。労働組合法が規定する労働委員会の一つである。委員会は、公益を代表する公益委員、使用者を代表する使用者委員、労働者を代表する労働者委員の各15名からなる三者構成である。労使間の労働争議が減り、又不当労働行為も又個別労働紛争の解決案件も減少する中で、現場に近い各労働局並びに労働基準監督署の機能、役割が充実するなかでこの委員会も、時代の潮流に乗り遅れているのではないか。資本家（使用者）－労働者（工場労働からホワイトカラーの増加、サービス型従業員の増大）の関係の変化、働き方改革の影響等が取り込まれていないと思われる。



- ③教育委員会は地方自治体の長並びに文部科学省の二重管轄下に有り、特に教育委員会並びに教育長の権限や資格化、及び学校教育のより学区・地域への接近等での改革案が出されたが、当初（昭和 20 年代 30 年代）の教育長（公選）への日教組の肩入れ等が影響し、首長と教育長の確執が取り沙汰された。（日教組問題も絡んで）その後、産業回答からの要望もあり、幾多の改革提案がなされ臨時教育審議会答申がなされてきたが、その中で「各地域の教育行政に責任を持つ『合議制の執行機関』としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、主体性に欠け、二十一世紀への展望と改革への意欲が不足しているといわざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる。」といった答申も出てきていた。21 世紀に入り、価格の進歩、教育内容の増大、教育内容の見直し等も含め教科書採用問題、適正を欠く教員へ対応、そして教科増に伴う教員の長時間労働、子供のいじめ問題や過度な父母の要求への対応での問題が浮き彫りとなっている。過度な部活動の黙認等の問題も出て、教育委員会の改革、教育改革が叫ばれているが解決の方向が見えない。最近、民間人による公立学校の校長就任では、多くの問題点が指摘されているがその解決方法は全く定まっていないと思われる。
- ④農業委員会の役割・背景は、「農地売買や農地転用に際し、農地の無秩序な開発を監視・抑止する役目を担っている。原則として、一般的に農地は農家要件を満たさない者への所有権移転等は認められず（新規就農など、所有権移転等により農家要件を満たす場合は認められるケースもある）、都市計画の用途指定区域にある農地を除き簡単に宅地などへ地目変更できない（用途指定区域の農地についても届出は必要）。このことは、農業委員会が許可しないためである。その背景には、農地は個人所有の不動産でありながら国民の大切な食料を生産する公共的役目を持つ一面も有しているからである。よって、所有者の個人的意志のみで勝手に売買処分や地目の変更はできず、一定の制限が課せられているかわりに、固定資産税などは低く抑えられている。」とのことであるが、食料自給率が 50%を割り、人口減少及び食生活の変化にもかかわらず水田（稲作重視）・耕地を保護し、又農業従事者が高齢化し、耕作放棄地が増加し、且つ新たな農業技術・ビジネスモデルの導入が大幅に遅れている中、ようやく企業・法人による農業が認められ始めたが（農業法人として）が国際的な耕作面積には遠く及ばず、前後の農地解放、自作農維持といった歴史的な制約を越えられない等の制度的限界が見えている。
- ⑤一般的な、行政組織での委員会の設置、改廃については、国会や地方自治体においては議会設置・改廃基準を明確にしておくべきものであるが、ややもすると組織に予算が付与されたり、特定の恒常組織（事務局等）に人員が配置（雇用等）されていると、組織体として、委員会としての存続に対して強く力が働いてしまう。無駄な、人員と予算と活動が継続する傾向がある。これらが一般的な問題として上がってくる。チェック機構が働くような仕組みと強制力が不可欠となる。

### 5.3 企業・組織における委員会—役割と問題点

企業における委員会のうち法的に設置が義務付けられている各種委員会（含委員会設置会社の委員会）は除き、企業・組織の委員会は形式上、臨時的な組織となっている。また、会社、組織の正式な「組織図」に記載されている場合とない場合がある。その区分けは、各企業・組織の定め（各種の規則、規定、定款等）や判断による。

この委員会は、ただ単に人的な集合体として、協議、討議、決定、上申するものと具体的に委員会としての規定、規約を定め場合により罰則等を設けている場合もある。この委員会の運営に関して、別途予算措置や権限の委譲がなされる場合もある。企業の場合、恒常組織ではその組織の権限者（長）に与えられた職務権限により権限により上位から下位へ権限が行使されるが、委員会では、恒常組織とは別系列で職務権限が設定されそれに従うものとなる。このため恒常組織の任務と委員会の任務とが一致しない場合も有り、この場合、調整がなされてきているのが実情である。（場合により委員会権限が強い場合もある。）

組織のうち、非営利団体（学会等）等では、委員会組織の運営が主であり、恒常組織は事務局が一括して行う場合は、委員会の権限は強く事務局は予算管理や遂行結果の監査、監督になることが多い。勿論、事務局（事務部門）が予算権限をもつ強い組織もある。その役割・権限者として、理事長、専務・常務理事や事務局長・事務長が強大となる場合もある。この場合の透明性や監査機能が働くかが問題となる。通常、なお企業、組織の場合、役割を終えた委員会は解散や終了することが多い。

第三セクターやその他の半官半民的な組織では、この機能が弱く、いつまでも委員会を継続してしまうことがままあることはよく目にするところである。この、委員会の設置、解散・終了というのは本来は設置時にその期限や判断基準を明記しておくべきものである。

### 6. 委員会の中立性

委員会の役割として、他の機関、組織からの中立性が謳われることが多い。

- 1) 行政委員会では特に省庁からの独立性が求められる。省庁の外局として位置づけられるため特にその独立性が要求されている。この点、地方公共団体の行政委員会は、独立性については大きくなく、問題を抱えていると言える。
- 2) 企業における委員会は、組織横断的（事業部、子会社、部門等の各種の組織）な構成で検討・審議・答申の役割をもった委員会が多いが、中立性という意味合いは、行政委員会とは異なり、やはり独立性は低いと言わざるを得ない。（委員長の出身組織の意向がどうしても反映してしまう。また各組織で同じレベルでの専門性を有した人材を確保、アサインできないことが多いと言える。また、部外専門家の方が委員に加わった委員会では、率直な意見が出る場合と、外部専門家に同調するケースがあり、やはりそれなりに問題を抱えることとなる。
- 3) 非営利組織の場合、その組織は一種の専門家集団であればあるほど、専門外の方々

の参加の委員会は、実質が伴わない場合も出てくる。やはり恒常組織としてのスタッフ部門（事務局等）への委任がでてくることもある。中立性はかなり疑問符がつく。

#### 7. まとめ

主として行政委員会を中心に考察してみたが、時代とともに変化する委員会と中々時代に乗れない委員会とがあるようである。

行政委員会は特に権限が大きい場合には、やはり抜本的な見直しを随時行う必要がある。特に、今回の中で公正取引委員会、中央労働委員会、証券取引等監視委員会がその中心的なもので、また都道府県レベルとはなるが、教育委員会や農業委員会については、IT化、グローバル化、そして産業の変化を充分取り入れられるような仕組みとしての見直しが必要である。

同様に、企業・組織においても、委員会の役割、権限、中立性をどのように考えるか、無駄な委員会が残っていないか等の組織・業務見直しが必要となろう。

以上

